

# 上江別中原自治会規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は上江別中原自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

(構成会員)

第2条 本会は上江別中原自治会一円の区域内に居住する各世帯をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦協力により住みよい地域をつくり、あわせて会員の福祉増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年の育成に関すること。
- (2) 地域住民福祉に関すること。
- (3) 清掃その他環境衛生に関すること。
- (4) 街路灯及び地域防犯に関すること。
- (5) 道路の維持補修及び交通安全対策に関すること。
- (6) 自主防災の運営に関すること。
- (7) 会員の慶弔等に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 2 会長1名。副会長2名。総務部長、会計部長、環境部長、社会・福祉部長、青少年育成部長、女性部長、各1名。副部長、各1名。会計監査2名。

(選出及び任期)

第6条 役員の選出は区の代表及び役員若干名をもって構成する役員選考委員会で候補者を選考し、総会において推薦し、承認を得る。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは役員会で適任者を推薦し、合同役員会で承認を得る。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後でも後任者の就任まではその任務を負う。

(任 務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 各部長は第4条の事業遂行のため部を代表し、その業務を企画執行する。
- 4 会計監査は本会の会計を監査する。

(行動費)

第8条 役員に対し行動費を支給する。

- 2 この額は年額とし、支給額については役員行動費支給規定で定めるところによる。

### 第3章 区及び班

(区の組織)

第9条 本会の運営を円滑に行うため自治会を区及び班に分け、区長、班長を定める。

- 2 第5条に定める役員(各部担当者)を配置する。
- 3 同条に定める区の役員名簿は、役員改選毎に本会へ提出する。

(区長の任務)

第10条 区長は区を代表して、区の業務を総括する。

- 2 区長は別に示す「自治会会員名簿」を作成・保管し、その1部を本会へ提出する。また、変更ある場合はその都度提出する。
- 3 区の事業報告・収支決算書・監査報告・事業計画(案)及び収支予算(案)を記した総会で決定後の議案書は、年度ごとに本会へ2部提出する。

(区会議)

第11条 区は必要に応じて区会議を開き、その地区に必要な事項等を協議決定する。

(班長の任務)

第12条 班長は会費の徴収、広報の配布、回覧による連絡、その他諸行事の伝達実施の業務を行う。

(班会議)

第13条 班は必要に応じて班会議を開き、班に必要な事項等を協議決定する。

(区会計)

第14条 区の会計は本会からの還付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 区の会計年度は本会に準ずる。

### 第4章 機 関

(総 会)

第15条 定期総会は毎年4月に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は役員を選出、規約の改廃、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、その他必要な事項を決議する。
- 3 総会は役員及び代議員で構成する。代議員は各区30世帯に1名とし、端数は四捨五入とする。
- 4 総会は、代議員の過半数をもって成立する。
- 5 議事の議決は出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(三役会)

第16条 三役会は、会長、副会長、総務部長、会計部長、総務・会計副部長をもって構成する。

- 2 三役会は必要に応じて諸会議の議題の事前協議を行なう。

(役員会)

第17条 役員会は本会(第5条による)役員をもって構成する。但し会計監査は除く。

- 2 役員会は執行原案を協議決定する。

(合同役員会)

第18条 合同役員会は総会に次ぐ決定機関であり、役員、区長をもって構成する。

## 第5章 会 計

(経 費)

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第20条 本会の会費は各世帯月額300円とし、各区に区の活動費として月額70円を還付する。

- 2 徴収月は5月(4.5.6.7月)、8月(8.9.10.11月)、12月(12.1.2.3月)の年3回とする。
- 3 月の途中で入会及び退会した場合は、入会・退会した月の翌月分からを対象として会費の徴収及び会費の返戻を行う。

(慶弔等)

第21条 第4条第7号に定める慶弔等の取り扱いは、会員の出産に対して祝い金及び会員の死亡に対して香典はそれぞれ5,000円とし、本会へ報告事項に付き取り扱う。その他特別の事情ある場合については、役員会において決定する。

- 2 会員が死亡の場合は、葬儀委員として出動した役員(代理を含む)に委員行動費を支給する。その金額は一人2,000円とする。

3 本会を代表して会員の葬儀に参列した役員に交通費を支給する。公共交通機関を利用した場合は実費支給とする。ただし、自家用車を使用した場合は、1葬儀当り700円とする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 補 則

(顧問)

第23条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会において決定し、会長が委嘱する。

(民生委員等)

第24条 民生委員、保護司等は要請に応じて本会の運営に参画することができる。

(個人情報の取扱い)

第25条 本会が自治会活動を推進するために必要な個人情報の取得、利用、提供及び管理については「上江別中原自治会個人情報取扱規程」により、適正に取扱うものとする。

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

(付 則)

昭和50年4月1日	この規約を施行する。
平成3年4月1日	第23条を追加して施行する。
平成4年4月12日	第17条を一部改正する。第19条の2項を追加する。
平成6年4月10日	全文にわたり検討し、一部改正する。
平成7年4月16日	第5条、第16条、第20条を改正する。第20条の2項を追加する。
平成8年4月14日	第6条を一部改正する。
平成10年4月19日	第4条の5号、第5条、第6条、第7条、第25条を一部改正する。
平成12年4月22日	第2条、第4条の2号・6号、第9条、第17条、第23条、第24条、第25条の1項・2項・3項を一部改正する。
平成13年4月22日	第15条の2項・3項を一部改正し、第15条の4項を追加する。
平成15年4月20日	第6条を一部改正する。
平成19年4月1日	第24条を削除し、第25条を第24条とする。

平成 20 年 4 月 20 日	第 5 条を一部削除する。第 9 条の一部を削除し、2 項を追加する。第 14 条を一部訂正する。第 15 条の 4 項を追加し、4 項を 5 項とする。第 19 条を一部訂正し、3 項を追加する。第 24 条を削除する。
平成 23 年 4 月 24 日	第 5 条を一部改正する。第 20 条の 2 項を一部改正し、3 項を追加する。
平成 25 年 4 月 21 日	第 6 条の 3 項を改正する。
平成 27 年 4 月 19 日	第 9 条の 3 項・4 項を追加する。第 14 条の 1 項・3 項を改正する。第 20 条の 1 項を改正する。
平成 28 年 4 月 24 日	第 4 条の 2 項、第 19 条の 1 項を改正する。
平成 31 年 4 月 28 日	第 6 条の 2 項、第 19 条の 1 項を改正する。
令和 3 年 4 月 25 日	第 16 条を追加する。
令和 4 年 4 月 24 日	第 25 条、第 26 条を追加する。第 9 条第 4 項及び第 14 条第 3 項を第 10 条に追加する。第 4 条第 7 号、第 15 条第 3 項、第 21 条見出し及び第 1 項の一部削除する。

# 上江別中原自治会役員行動費支給規定（内規）

平成9年4月1日施行

平成31年4月28日改正

役員に対し行動費を支給する。

- (1) この額は年額とし、支給額については役員行動費支給規定で定めるところによる。
- (2) 任期途中において辞任した場合は、原則として3ヶ月以上その職にあったものに対して支給する。また、特別の行動があったと会長が認めた役員に対し、規定外に支給することができる。

本会規約第8条2項の額は、次に定める額とする。

役 職 名	支 給 額	役 職 名	支 給 額
会 長	20,000 円	社会福祉部長	10,000 円
副 会 長	15,000 円	社会福祉副部長	5,000 円
総務部長	15,000 円	青少年育成部長	10,000 円
総務副部長	10,000 円	青少年育成副部長	5,000 円
会計部長	15,000 円	女性部長	10,000 円
会計副部長	5,000 円	女性副部長	5,000 円
環境部長	10,000 円	会計監査	5,000 円
環境副部長	5,000 円		

## 参考

### 規程と規定

「規定」は個々の条文を言い、「規程」は個々の規定の全体をさします。

- ・ ○○規程の第2項の規定によると……」のように使います。
- ・ 「規定種目・規定料金」など、名詞の前につく場合は、「規定」が使われ、「旅費規程・服務規程」のように名詞の後につく場合は「規程」になっています。